

4月号 (523号)

会社員 A (60 歳) は父 B・母 C の一人息子であり、法律事務所でアルバイトをしている娘 D (30 歳) と同居している。

2020 年 3 月に B と C が相次いで死亡したため、A は B が所有していた土地 (甲) を相続したが、手続きが面倒だと思って所有権移転登記をしていなかった。

これを知った D は、2023 年 12 月、A に対し、「2024 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されるから、甲についても早く登記をした方がいいよ。私が代わりに手続きをしてあげようか」と申し出た。A はこれを了承し、2023 年 12 月 24 日に、D に対して、甲の所有権移転登記手続に必要な書類等 (登記済証、実印、印鑑登録証明書等) を交付した。

D は、家族には内緒の借入れ (合計 300 万円) の返済に窮していたところ、甲を自己の物として売却し、その代金を借金の返済に充てようと考えた。そして、D は、A が D に甲を贈与する旨の契約が成立したことを示す書面を偽造し、これと A から預かった書類等を用いて、2024 年 1 月 15 日、甲について、相続を原因とする B から A への所有権移転登記手続をするとともに、A に無断で、贈与を原因とする A から D への所有権移転登記手続をした。

D は、2024 年 1 月 20 日、E との間で、甲を代金 1000 万円で E に売却する旨の契約を締結した。そして、同月 30 日、E は D に代金全額を支払い、D は E に甲を引き渡した。E は、現在、甲を資材置場として使用している。

これを知った A は、E に対して、資材を撤去し甲を明け渡すよう求めている。A の請求は認められるか。